令 和 7 年 11 月 14 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名		姫路市					
(市町村コード)		(282014)					
地域名		御立					
(地域内農業集落名)		(御立山田、御立北山)					
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年10月21日					
		(第 1 回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市街化調整区域内では、基本的に農地所有者が水稲や野菜を耕作している。しかし、農地所有者の高齢化や後継者不在により、今後の農地の維持管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者の目処がない農家が多いため、今後、農地の適切な利用が困難となり遊休農地化する恐れがある。個人 農家の自助努力にも限界があることから、保全管理を含めた作業の省力化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	4.7 ha						
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.7 ha					
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha					

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項											
	(1)農用地の集積、集約化の方針											
	実情に即して対応する。											
	(2)農地中間管理機構の活用方針											
	実情に即して対応する。											
	天 -											
	(3)基盤整備事業への取組方針											
	必要に応じて対応する。											
	20 文 1 年 10 で く ア 1 m 7 で 0 0											
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針											
	参入希望者が現れた場合には対応する。											
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針											
	随時情報収集し、検討していく。											
	╻┰ <i>┎</i> ╼司쀿束죠/바남	5.中はによりて、2.まれまでも	- \ 2i		<u> </u>	コギェナノバナいい						
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)											
	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等				
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他				
	【選択した上記の取組方針	-]				<u> </u>						
		-										